



**Q3** どこが実施するの？

**A3**

現在の健診は、市町村が行う基本健診や会社などが行う職場健診などさまざまです。健診内容も統一されていませんでした。そのため、サラリーマンのご家族の方は、加入している医療保険者が行う健診を受ける方もいれば、市町村で健診を受ける方もいました。

しかし、平成20年4月からは、各医療保険者（市町村国民健康保険や健康保険組合、共済組合、政府管掌健康保険など保険証を発行しているところ）の責任で40～74歳の方を対象に特定健康診査・特定保健指導を行うことが義務付けられました。

つまり、松前町の国民健康保険に加入している方は松前町が、会社の社会保険などに加入している本人・ご家族の方は会社がというように各医療保険者が行うことになります。

**Q4** 社会保険に加入している40～74歳の者です。もう町内では健診が受けられないの？

**A4**

基本的には、松前町が行う特定健康診査は受診できません。ただし、健康保険組合や共済組合などの各医療保険者が松前町と契約をすれば、受診することができます。

現在、健診の利便性が低下することがないよう、各医療保険者が松前町で受診できるように準備を進めています。

**Q5** 75歳以上ですが、健診は今後も受けられるの？

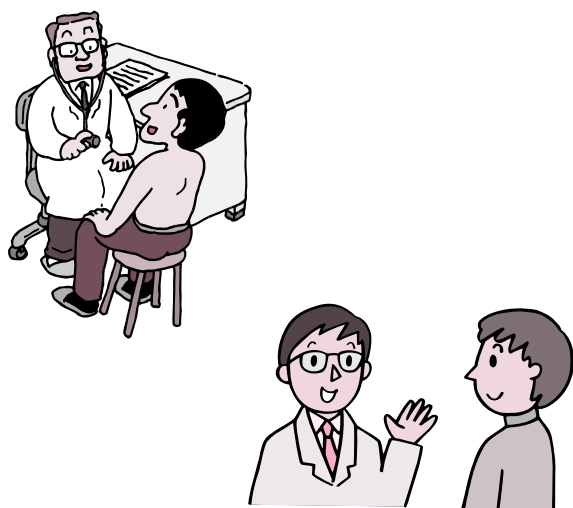
**A5**

75歳以上の方は、「愛媛県後期高齢者医療広域連合」が健康診査の実施主体ですが、松前町が広域連合から委託を受けて実施できるよう準備を進めています。

**Q6** 松前町の国民健康保険に加入していません。がん検診などはどうなるの？

**A6**

各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診などの検診や介護予防のための生活機能評価は、これまでどおり受診できます。



平成20年4月から各健診の実施主体が次のようになります

- ① 40歳未満の健康診査  
：保健センター／各医療保険者
  - ② 国民健康保険加入者で40～74歳の特定健康診査・特定保健指導  
：町民課
  - ③ 社会保険などの加入者で40～74歳の特定健康診査・特定保健指導  
：国保以外の医療保険者
  - ④ 65歳以上の生活機能評価  
：介護保険課
  - ⑤ 75歳以上の健康診査  
：愛媛県後期高齢者医療広域連合
  - ⑥ 各種がん検診、骨粗しょう症検診など  
：保健センター
  - ⑦ 生活保護受給者の健康診査：保健センター
- 松前町では、受診される皆さんの負担を軽減するため、関係機関と連携を図りながら共同で実施できるよう準備を進めています。
- 各種健（検）診の申込みは3月の予定です。詳細が決まり次第、広報まさきなどでお知らせします。

問い合わせ  
役場町民課保険医療係 ☎985-4107